

(利用のキャンセル)

第7条 利用の申込みを取り消す場合は、速やかに事務局まで連絡する。利用時間を迎えてからのキャンセルは、利用料金を返還できない。ただし、前条の(1)(2)(4)の場合は、返還することができる。

(附 則)

- ・この規定は、平成10年11月25日より実施する。暫定期間は1年とする。
- ・一部改正し、平成12年6月23日より実施する。暫定期間は2年とする。
- ・一部改正し、平成20年度より実施する。
- ・平成27年7月13日より使用規定冷暖房費を改正する。
- ・令和2年6月1日より、一部改正し実施する。
- ・令和3年4月1日より、一部改正し実施する。
- ・令和4年4月1日より、一部改正し実施する。